

○大府市妊産婦のためのタクシー料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、体調が変化しやすい妊産婦の移動に伴う身体的・精神的負担を軽減し、妊産婦が安心して過ごせる環境を整備することを目的として実施する大府市妊産婦のためのタクシー料金助成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子健康手帳の交付を受けた妊婦及び出産をした者（以下「産婦」という。）（以下これらを「妊産婦」という。）とする。ただし、大府市多胎児家庭支援事業実施要綱に規定する多胎児家庭支援事業を現に利用している場合は、対象者とならない。

2 市長は、前項の規定に関わらず、災害、DVその他やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録することが困難であると認められる妊産婦を対象者とすることができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、前条に規定する対象者のタクシー利用に対する費用の助成とする。

2 市長は、対象者に対し、大府市妊産婦のためのタクシー料金助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）20枚を交付する。

3 助成額は、助成券1枚につき500円とする。

(利用期間)

第4条 助成券を利用することができる期間は、助成券の交付を受けた日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとする。ただし、対象者が本市に住所を有しなくなったときは、その有しなくなった日までとする。

(1) 妊娠中に助成券の交付を受けた場合 出産予定日から起算して1年を経過した日

(2) 出産後に助成券の交付を受けた場合 出産日から起算して1年を経過した日

(利用要件)

第5条 助成券は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り利用することができる。

(1) 出産のため、医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）を利用するとき。

(2) 妊娠中又は出産後に、体調不良により医療機関等を受診するとき。

(3) 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、こどもの体調不良、教室又は市が実施する保健事業に参加するため、医療機関等又は保健センターを利用するとき。

(4) 妊産婦が入院している乳児と面会するため、医療機関等を利用するとき。

(5) 妊娠中又は出産後に、外出先で体調不良となり、自宅等へ帰宅するとき。

(6) 母子保健法に基づく産後ケア事業を利用するとき。

2 前項各号（第5号を除く。）に掲げる事由には、自宅等へ帰宅するときを含むものと

する。

(申請)

第6条 助成券の交付の申請は、妊娠届出書の提出をもって行われたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、他市町村で母子健康手帳の交付を受けた後本市に転入した妊産婦又は第2条第2項に規定する妊産婦で、事業を利用しようとする者は、母子健康手帳を提示し、大府市妊産婦のためのタクシー料金助成事業利用申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成券の交付を決定し、助成券を交付するものとする。

(利用できるタクシー)

第8条 前条の規定により助成券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が助成券を利用して乗車することのできるタクシーは、市長の指定するタクシー業者のものに限る。

(利用方法)

第9条 受給者は、前条に規定するタクシーを利用するときは、運転手に母子健康手帳を提示するとともに、助成券に必要事項を記入の上、手渡すものとする。

2 助成券は、複数枚を同時に利用することができる。ただし、助成券1枚当たりの運賃が500円に満たない場合は、当該助成券を利用することができない。

3 受給者は、運賃から当該利用する助成券の枚数に応じた助成額を差し引いた額を、運転手に支払うものとする。

4 助成券と大府市福祉タクシー等料金助成事業に規定する大府市福祉タクシー料金助成券又は大府市リフト付福祉タクシー料金助成券及び大府市多胎児家庭支援事業実施要綱に規定する大府市多胎児家庭タクシー料金助成券(以下「多胎児助成券」という。)との併用はできないものとする。

(助成方法)

第10条 タクシー料金の助成は、第8条に規定するタクシー業者が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該業者に対して第3条に規定する助成額を支払うことにより行う。

(破損等の届出)

第11条 受給者は、助成券を破損し、又は汚損した場合において、助成券の再発行を希望するときは、当該破損し、又は汚損した助成券を添えて、大府市妊産婦のためのタクシー料金助成券再発行届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により添付された助成券が、未使用分のもものと確認できる場合は、市長は、当該破損し、又は汚損した助成券と引き換えに同じ枚数の助成券を再発行することができる。

3 受給者が助成券を滅失し、又は紛失した場合は、助成券の再発行は行わない。

(不正利用の禁止)

第12条 受給者は、助成券の使用に当たって、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 有効期限を経過した助成券を使用すること。

- (2) 助成券を他人に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正な目的をもって使用すること。
(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者又はその親族は助成券を市長に返還するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 多胎児助成券の交付を受けたとき。

2 市長は、前条に規定する行為又は偽りその他不正な手段により助成券を使用した者があるときは、当該受給者又は助成券の使用者に、当該受給者が交付を受けた助成券及びその利用により受けた助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
(施行日前に母子健康手帳の交付を受けた者の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、施行日前に本市で母子健康手帳の交付を受けた対象者で、事業を利用しようとするものは、同条第2項の規定による申請をしなければならない。

大府市妊産婦のための タクシー料金助成券	
利用期限	
氏名：	
発行者 大府市長	
No. _____	

【使い方】

(1) あらかじめ全ての助成券に記名し、タクシーの運転手に渡すまで切り離さずお持ちください。

(2) 運転手に、母子健康手帳を提示して、助成券を渡してください。複数枚を同時に利用することができますが、乗車料金を超える金額となる枚数を利用することはできません。

（例： 円であれば助成券は 枚まで）

(3) この助成券で乗車できるタクシーは、「大府市妊産婦のためのタクシー料金助成券利用可能事業所一覧」に記載してあるとおりです。

(4) 市外へ転出されたら利用できませんので、保健センターに返還してください。

(5) 紛失の場合、再発行できません。

(6) 大府市の他のタクシー利用助成券（福祉タクシー等）との併用はできません。

大府市妊産婦のための タクシー料金助成券	
助成額 _____ 円	
利用期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
氏名：	
乗車タクシー名 _____	
運転手名 _____	
利用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
発行者 大府市長	
No. _____	

【注意事項】

- 記名の方以外は利用できません。
- 母子健康手帳をタクシーの運転手に提示してください。

【乗務員の方へ】

この助成券の提出があったときは、 _____ 円を差し引いた乗車料金を利用者から受け取り、助成額は会社を通じて市に請求してください。ただし、利用料金またはその端数が _____ 円に満たない場合は、利用できません。

乗車地・降車地を記入してください。

乗車地 _____

降車地 _____

第2号様式（第6条関係）

大府市妊産婦のためのタクシー料金助成事業利用申請書

年 月 日

大府市長 殿

大府市妊産婦のためのタクシー利用助成事業について、以下のとおり申請します。

申請者	住所	大府市 町		
		電話 ()		
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	出産予定日 又は出産日	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 出産予定日 <input type="checkbox"/> 出産日)		

第3号様式（第12条関係）

大府市妊産婦のためのタクシー料金助成券再発行届

年 月 日

大 府 市 長 殿

以下のとおり、妊産婦のためのタクシー料金助成券を 破損・汚損しましたので再発行をお願いします。

申 請 者	住 所	大府市 町		
		電話 ()		
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	出産予定日 又は出産日	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 出産予定日 <input type="checkbox"/> 出産日)		
申請事由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損			

※ 交付を受けている助成券の未使用分を添付してください。